

広島県公安委員会告示第 69 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和元年 10 月 7 日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 ( 住 所 )	製造業者名 ( 住 所 )
9 P09 74	告示の日 (令和元年 10 月 7 日)から 3年間	ぱちんこ 遊技機	Pひぐらしのなく 頃に 3 A S - S	株式会社大一商会 代表取締役 市原 高明 (愛知県北名古屋市沖村西 ノ川 1 番地)	左同
9 P10 41	同上	同上	Pぱちんこ A K B 48 - 3 A 10	株式会社オッキー. 代表取締役 山田 道幸 (愛知県名古屋市天白区中 砂町 145 番地)	左同